

包括外部監査結果報告書の要旨

平成 30 年度札幌市包括外部監査人
弁 護 士 米 屋 佳 史

第 1 包括外部監査の概要

1 選定した特定の事件（監査のテーマ）

高齢者保健福祉事業と介護保険事業に関する財務事務の執行について

2 特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由

まもなく平成の時代（1989 年～2019 年）が終わる。この時代の大きな特徴のひとつは、急速な高齢化である。総人口が、平成 22 年（2010 年）の 128,057（千人）からピークアウトする一方、平成元年（1989 年）に約 12 パーセントであった高齢化率が（高齢化社会）、平成 6 年（1994 年）には 14 パーセントに至り（高齢社会）、平成 31 年には 30 パーセントに迫るものと推測されている。この速度は、先進国中、最速クラスに属する。このような急速な高齢化は、経済、労働力、社会保障等あらゆる点において国・社会をはじめ身近なコミュニティに深刻な影響を及ぼしている。

平成の時代は、高齢者福祉が拡大した時代でもある。平成元年、当時の厚生省は「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（ゴールドプラン）を発表、その 5 年後の平成 6 年（1994 年）には、目標水準の引上げ等を目標とする新ゴールドプランが発表された。また平成 7 年（1995 年）には高齢社会対策基本法が公布されている。

介護の社会化を目指す介護保険制度（平成 9 年（1997 年）制定、同 12 年（2000 年）施行）の創設は、高齢者福祉を抜本的に改革した。社会的入院を減少させるため在宅ケアに重点が置かれ、サービスは措置制度から保険制度へ移行した。併せて介護サービスに民間事業者が参入する道を拓いた。

介護保険制度は、数次の改正を経て、我が国に定着し、高齢者介護に対する国民の意識も変えた。しかし、進行する高齢化、少子化、非婚化等に加え、国や地方公共団体の財政難等の環境変化は、制度創設時とは別の課題も生み出している。

介護保険制度施行年度と比較すれば、介護保険の要介護・要支援認定者や介護保険総費用は約 3 倍、介護職員数は約 3.3 倍に増加する一方、65 歳以上の高齢者が負担する第 1 号保険料は約 2 倍に増加し、サービス利用時の自己負担率も制度施行時には一律 1 割であったものが、現在は所得の高い利用者（現役並み所得者）については 3 割に上昇した。家族のなかでの介護の担い手も、要介護者の配偶者の比率は男女とも漸増であるものの、要介護者の子息が増加する一方、子息の配偶者は半減し、要介護者と同居する主な介護者が 75 歳以上の割合も増加している。

このように介護サービス需要が多様化・複雑化する一方、介護財政を維持するため保険料や利用者負担は増加し、介護人材も不足するという、直ちに解決することが困難な課題に直面している。これが、平成最後の年度を迎える我が国における高齢者保健福祉、介護保険を取り巻く状況である。

本市においては、どうであろうか。

本市は、20 政令市及び東京都区部中、人口は第 5 位であるが、年少人口率は第 18 位、生産年齢人口率は第 7 位、高齢者人口率は第 9 位に位置している（いずれも平成 27 年 10 月現在）。

全国的傾向と同様、平均寿命の伸びや出生率の低下により少子高齢化が進行し、高齢化率は平成 27 年 10 月現在で 24.9 パーセントとなっている。政令市平均の 24.8 パーセントを上回り、いわゆる「団塊の世代」がすべて 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）には高齢化率は 30 パーセント超となることが予測されている。

また、要介護・要支援の認定率では、介護保険制度開始以来、一貫して全国平均を上回って増加しており（特に、要支援の認定率が高水準にあるのが特徴）、認知症高齢者数についても高齢者 10 人に 1 人という現在（平成 29 年 4 月現在）の比率が平成 37 年（2025 年）には約 8 人に 1 人に至ることが予測されている。

本市、総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成 25 年度～34 年度）」（平成 25 年策定）の、高齢者保健福祉分野における個別計画として、「札幌市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、地域社会における安心した暮らしの維持のため、各種施策を展開している。

他方、本市の保健福祉費歳出予算を見ると、平成 29 年度で 365,716 百万円（一般会計歳出予算の 36.7 パーセント）を計上し、うち老人福祉費は 9,180 百万円（保健福祉費歳出予算の 2.5 パーセント）である。介護保険費についても、140,100 百万円であり、いずれも予算規模は拡大の一途を辿っている。

この傾向は、本市の高齢化の趨勢から不可避の側面もあるが、制度利用者の負担を抑制しつつ、本市財政の健全性を維持してゆくためには、冗費削減はもとより、施策の経済性・有効性・効率性を不断に見直すことにより、真に必要とされる事業に対し限られた財政資源を有効かつ効率的に投下してゆくことが要請される。

本監査は、その対象年度につき平成 29 年度を基本としている。同年度は平成 27 年度から 3 か年度に亘る第 7 期高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画の最終年度にあたる。上記のような課題意識を持ちながら、この計画を総括的に振り返ることは有意義と考え、本年度の特定事件に選定した。

なお、本市においては、包括外部監査制度が施行されて以来、高齢者福祉や介護保険制度を特定事件とした外部監査が行われていないことも考慮した。

3 外部監査の対象部局等

上記特定事件に関連する部局等(主として本庁保健福祉局総務部、同局監査指導室、同局高齢保健福祉部、東区・豊平区・厚別区の各保健福祉部)に加え、本市の財政援助団体であり、かつ本市の指定管理者としての受託業務も行っている社会福祉法人札幌市社会福祉協議会のほか、指定管理者である社会福祉法人神愛園(軽費老人ホームB型琴寿園)を監査した。

4 外部監査の基本的な視点

- (1) 高齢者保健福祉事業と介護保険事業に関する財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等の趣旨に従い、合規的かつ公平・公正に処理されているか。
- (2) 高齢者保健福祉事業と介護保険事業に関する財務事務の執行が、予算・諸計画の趣旨・目的に従い、いわゆる3E(経済性、効率性、有効性)の観点から、適正に実施されているか。

5 外部監査従事者

- (1) 包括外部監査人
米屋 佳史 (弁護士)
- (2) 監査人補助者(弁護士登録順)
河口直規、岡田裕介、星加美佳、太田貴久(いずれも弁護士)

第2 包括外部監査の結果（指摘）及び意見の概要

監査に係る高齢者保健福祉事業と介護保険事業に関する財務事務の執行についての結果（指摘）及び意見は、以下の概要表のとおりである。

なお、監査の結果（指摘）及び意見の意義は、以下のとおりとした。

	意 義	件数
結果（指摘）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合规性、公平性及び公正性の観点から是正の必要があると判断した事項 ・ 金銭又は金銭同等物、行政財産に係る取扱いに瑕疵がある事項（これらの記録、証憑等が存在しない又は不完全な場合を含む） ・ 有効性や存在意義を著しく欠如するに至っていると判断した事項 	135 件
意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合规性の観点からは問題はないものの、3E の観点から改善することが期待される事項 ・ 説明責任の観点から対処すべきことが期待される事項 ・ その他合规性、3E の観点からの提言 	85 件

（前注）以下の（見出し記号）、（該当頁）は、それぞれ報告書（正規版）の該当頁数を示す。

見出し記号	事業（費）等	摘要	指摘・意見	該当頁
第2 本市における高齢者保健福祉・介護保険事業の概要				
第2・5(2)ウ	災害時における福祉避難場所設置場所の公表	本市は、北海道胆振東部地震の際、災害時に設置される福祉避難場所としての受入れに関する調整行為（受入れの可否・程度等）を経由せずに設置場所等の公表を先行させることは、必ずしも適切ではないとの判断から、その設置場所を非公表としたが、今後、要配慮者の支援等に関わる関係団体とも協議のうえ、福祉避難場所の制度趣旨に照らし、適切かつ効果的な公表方法を定め、速やかに実施することが要請される。	意見	78
見出し記号	事業（費）等	摘要	指摘・意見	該当頁
第3 本市における高齢者保健福祉事業に関する財務事務の執行				
2 一般会計に属する高齢者保健福祉事業についての監査結果				
第3・2(1)ア	民生委員費	民生委員は、直接に高齢者と接し、多岐に亘る重要な役割を担っているが、本市における平成29年4月1日時点における民生委員の定数	意見	94

		は2,955名であるのに対し、122名の欠員が生じている。この定数を充足させることは本市の責務であって、さらなる効果的な欠員対策を検討されたい。		
第3・2(1) エ	社会福祉協議会運営費等補助金	本市には、補助対象事業の効果を確認することを目的とする実地調査制度があるが、実際には、財務事務の執行に主眼が置かれ、事業効果の確認を目的としているものとは認め難い。補助金の事務取扱規程等に従って、補助対象事業の効果を確認することを主眼とする実地調査が行われるべきである。また、調査チェックリスト及び開示を要求する資料等も改善が検討される必要がある。	意見	96
第3・2(1) オ	福祉のまち推進センター事業	「福まちパワーアップ拡充事業」の業務完了報告に関し、業務委託契約書には、「別表」に定める期間ごとに業務完了届の提出を求める旨の記載があるものの、「別表」自体の添付が欠缺している。	指摘	97
第3・2(1) ク	地域福祉振興助成費	本助成金の交付要綱によれば、同一団体への活動費助成は5回までとされ、例外的に「助成が受けられないことにより団体の活動が著しく停滞する」と認められる場合に継続して助成がなされる。平成22年度以降、被援助団体の予算額に占める本助成金額の割合が20パーセント以上を占める団体について上記要件を充足する運用を行なっているが、運用基準は非公表である。助成金交付の公平性・透明性の観点から、審査基準を実際の運用に即して改訂し、適宜の方法により公表されるべきである。	意見	99
第3・2(1) サ	区保健福祉部事務費（保健福祉課）	リース契約により調達している各区保健福祉課の外勤用車両（35台）につき、リース契約の仕様の一部である自動車保険の内容を示す書面の確認がなされていなかった。	指摘	101
第3・2(1) サ	区保健福祉部事務費（保健福祉課）	リース契約により調達している各区保健福祉課の外勤用車両（10台）の車検証上の所有者及び自動車保険の契約者が、リース契約の相手方当事者名義でなかった。他人物リースのリスクが潜在的にあるため、リース契約の相手方当事者が、本市とのリース契約を適法有	指摘	102

		効に履行しうる法的地位にあることを確認できる書面を徴取しておくべきである。		
第3・2(1)サ	区保健福祉部事務費（保健福祉課）	リース契約により調達している各区保険年金課の外勤用車両（27台）につき、車両保険が付保されていなかった。これは契約の仕様書に明確に反する。	指摘	102
第3・2(1)セ	区福祉の相談窓口運営費	本事業は、指名競争入札を経て業務委託がなされているが、再々入札手続において、辞退等により1者のみが入札を行った。入札者が1者となった時点において、入札手続は中止されるべきであった。	指摘	104
第3・2(1)ソ	要配慮者避難支援対策事業	本市北区において、同区の9町内会に対し、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿の提供がなされていなかった。本市は、各区に対し、本名簿の作成・提供についての定期的な点検を指導する必要がある。	意見	105
第3・2(2)ウ	高齢者生活支援型ショートステイ事業	平成29年度は本事業について延べ15名が利用したが、うち11名はDV（ドメスティック・ヴァイオレンス）を申請理由としていた。要綱上、DVを理由とするショートステイは、明文をもって定められているものではない。現状の利用実態を踏まえ、事業のあり方を整理するか、端的にDVによる利用を認める事業とするため、要綱の改訂等に向けた調査・検討を進める必要がある。	意見	108
第3・2(2)ウ	高齢者生活支援型ショートステイ事業	本ショートステイ利用期間の延長は、要綱上、本庁と区が事前協議の上、その可否が決定されるべきところ、その事前協議がなされていなかった。要綱に従った手続を履践する必要がある。	指摘	109
第3・2(2)ウ	高齢者生活支援型ショートステイ事業	ショートステイ利用期間の延長に関する事前協議の内容は、文書で残すことが望ましい。	意見	109
第3・2(2)エ	認知症支援事業（認知症コールセンター事業）	認知症コールセンター事業における平成29年度相談件数1,001件のうち、継続支援を行ったのは3件にとどまる。具体的な支援につながる相談となっているか、この要因を調査し、対策を検討する必要がある。	意見	110
第3・2(2)エ	認知症支援事業（認知症コ	認知症コールセンター事業は業務委託により実施されているが、コールセンターのオペレーターの大多数は受託者の従業員ではなく派	指摘	110

	ールセンター事業)	遣要員であって、事実上の業務再委託と考える。業務の再委託には市の承認が必要とされるが、それが欠けている。		
第3・2(2)カ	老人クラブ活動費補助金	本市は、問題となり得る個々の用途の経費につき、網羅的かつ具体的な説明を伴う周知文書を作成し、各老人クラブに補助対象となる経費について十分な理解を得るのが適当である。	指摘	112
第3・2(2)サ	全国健康福祉祭(ねんりんピック)派遣事業費	長年に亘って特定随意契約により事業実施を同一事業者へ委託していること等に鑑み、受託者から、委託事業の支出実績報告を求めるべきであり、委託契約書上も支出実績報告を求める条項を加えるべきである。	意見	115
第3・2(2)サ	全国健康福祉祭(ねんりんピック)派遣事業費	受託者の「ねんりんピック」への随行者の宿泊費につき、その予定価格を積算する際、職位による差異を設けることは不適切であり、全員一律の金額で算定すべきである。	指摘	116
第3・2(2)サ	全国健康福祉祭(ねんりんピック)派遣事業費	「ねんりんピック」の随行者の日当につき、その予定価格を積算する際、職位による差異を設けることや日当の根拠に随行者の交通費を考慮することは不適切であり、日当額の適正化が必要である。	指摘	116
第3・2(2)サ	全国健康福祉祭(ねんりんピック)派遣事業費	予定価格の積算上、添乗員経費(108,000円)が含まれているが、添乗員経費は本市から別に支払われているので、二重計上となり不適切である。	指摘	116
第3・2(2)大ス	札幌シニア大学運営事業費	長年に亘って特定随意契約により事業実施を同一事業者へ委託していること等に鑑み、受託者から、委託事業の支出実績報告を求めるべきであり、委託契約書上も支出実績報告を求める条項を加えるべきである。	意見	118
第3・2(2)大ス	札幌シニア大学運営事業費	委託契約における予定価格の積算上、人件費についてフルタイム勤務の事務職員1名を年間1人工としているが、真に必要なより慎重に検証する必要がある。本市は、受託者に対し、より詳細に聴取等を行い、どのような具体的な業務が生じ、それに対して、担当職員の具体的な業務内容につき、どのような具体的な作業を行ったかある程度概括的に報告させる必要がある。また、当該報告は、後に検証可能な書面として徴取する必要がある。	指摘	119

第3・2(2)ス	札幌シニア大学運営事業費	「印刷製本費」等の予定価格の積算項目の数量につき、実態よりも多い数量を基礎にしている結果、予定価格が不必要に高額になっている。適正な数量に基づく適正な積算を行う必要がある。	指摘	119
第3・2(2)セ	はつらつシニアサポート事業（シニアサロンモデル事業、シニアチャレンジ事業）	予算と決算の乖離が大きい（制度の利用が非常に低調）のは、応募や採用の要件が厳格であることも一因と考えられる。本事業の目的を一層効果的に実現する観点から、応募事業の趣旨・目的全体を斟酌し、合目的的な応募事業に対し、柔軟な運用をもって補助しうることができないか、検討すべきである。	意見	122
第3・2(2)セ	はつらつシニアサポート事業（シニアサロンモデル事業、シニアチャレンジ事業）	活用が低調な本事業につき、制度自体や運用の硬直性を変えられないのであれば、事業を廃止し、そこに投下されていた資源（資金、要員）を本市以外の他団体が行う類似事業に充てる（補助金を交付する等）ことも検討されてよいと考える。	意見	122
第3・2(2)セ	はつらつシニアサポート事業（シニアサロンモデル事業、シニアチャレンジ事業）	本事業の活動指標としては、シニアサロンの設置数（累計）のみが設定されているが、本事業のもう一つの柱であるシニアチャレンジ事業に関する活動指標ないし成果指標をも設定すべきである。	意見	123
第3・2(2)ソ	介護職員人材定着化事業費	長年に亘って特定随意契約により事業実施を同一事業者へ委託していること等に鑑み、受託者から、委託事業の支出実績報告を求めべきであり、委託契約書上にも支出実績報告を求めるとする条項を加えるべきである。	意見	124
第3・2(2)ソ	介護職員人材定着化事業費	委託契約における予定価格の積算上、人件費につき、フルタイム勤務の事務職員1名を1人工、10か月分としているが、1.0人工とするのは妥当でない。より詳細に聴取等を行い、0.8人工とか実情に合った積算とすべきである。また、平成29年度に10か月分に増額したことも妥当性に欠ける。	指摘	124
第3・2(2)ソ	介護職員人材定着化事業費	委託契約における予定価格の積算上、時間外手当につき、研修1回につき従事事務職員が3	指摘	124

		時間の時間外労働をするという前提で積算している。適切な積算であるか、受託者から過年度の実態の聴取・資料要求を行い、より実態に即して積算すべきである。		
第3・2(2)チ	老人クラブ連合会補助金	本市の補助金等の事業実施状況の調査に関するガイドライン上、3年に一度は実地調査をすることが必要であるが、平成26年度以降実施されていない。	指摘	125
第3・2(2)ツ	高齢者福祉バス運営費補助金	補助金額の積算上、被補助団体の担当事務職員（フルタイム勤務）の人件費につき、通年で1人工としているが、業務内容に照らし過大積算の疑義が残る。被補助団体からより詳細に聴取等を行い、どのような具体的業務が生じ、それに対し、担当職員がどのような具体的作業を行ったかある程度概括的にでも報告させる必要がある。また、当該報告は、後に検証可能な書面として徴取する必要がある。	指摘	126
第3・2(2)ヌ	老人福祉施設措置費：指定管理者（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）の募集態様（非公募）の妥当性について	本市の養護老人ホーム（札幌市長生園）及び特別養護老人ホーム（札幌市稲寿園）の指定管理者は、非公募によるが、疑問である。指定管理者制度の趣旨である住民サービスの向上と経費削減の観点から、次期の更新時には、公募が原則であることを踏まえ、指定管理者の選定を行うべきである。	指摘	133
第3・2(2)ヌ	老人福祉施設措置費：札幌市長生園の管理運営状況に対する本市の対応（第三者との業務委託契約）	札幌市長生園の指定管理者が、第三者との業務委託契約を締結していた。第三者に業務委託する際、事前の本市の承認を得る必要があるが、修繕費50万円未満の業務委託契約につき、本市の事前の承認を得ていない。仕様書に反する運用であるが、業務検査や事後の承認申請時に適切な指導がなされた形跡がない。適宜適切な指導を行うべきである。	指摘	134
第3・2(2)ヌ	老人福祉施設措置費：札幌市長生園の管理運営状況に対する本市の対応（備品管理の不備①）	指定管理の更新時に、業務管理仕様書添付の備品一覧も更新する。しかし、札幌市長生園には実在しない備品が仕様書添付の備品一覧に記載がある。備品一覧記載の備品が欠品するという事態が生じないよう、本市においても備品確認を徹底すべきである。	指摘	134

第3・2(2) ヌ	老人福祉施設 措置費：札幌 市長生園の管 理運営状況に 対する本市の 対応（備品管 理の不備②）	札幌市長生園の「固定資産物品台帳・備品台帳」「札幌市備品台帳」の「受入」「払出」「現在高」欄の記載に、不備が多々あるにも関わらず、実地検査の際に何ら指摘をしていない。適切に指導を行うべきである。	指摘	134
第3・2(2) ヌ	老人福祉施設 措置費：札幌 市長生園の管 理運営状況に 対する本市の 対応（利用者 アンケート）	札幌市長生園が行っているアンケートの内容が業務管理仕様書の定める質問事項と異なる。結果の集計方法も独自ルールを採用しており、仕様書に反している。仕様書に従ったアンケートに改めるよう指導するか、仕様書自体を見直すなどの対応をすべきである。	指摘	135
第3・2(2) ヌ	老人福祉施設 措置費：指定 管理業務に係 る業務検査 （過去3年間 の実地調査の 結果の比較）	2年度連続での口頭指導を受けている事例がある（札幌市稲寿園、札幌市菊寿園、札幌市拓寿園、札幌市長生園、札幌市琴寿園）。指導する本市も、口頭指導内容が是正改善しやすいよう指導内容を具体化することも検討し、効果的な業務検査とすることが望ましい。	意見	138
第3・2(2) ヌ	老人福祉施設 措置費：指定 管理業務に係 る業務検査 （業務検査と 所管局の評価 の関連性につ いて）	業務検査において、文書指導又は口頭指導を受けているにも関わらず、指定管理者の評価の際には、すべての要求水準を達成していると評価している事例がある。業務検査の結果が指定管理者の評価に影響を及ぼさないのであれば、指定管理者には是正改善の意欲と緊張感を与えることに欠け、効果的な業務検査とならない。そのため、業務検査と指定管理者評価シートに記載する評価結果も連動させ、業務検査を効果的に行うべきである。	指摘	141
第3・2(2) ヌ	老人福祉施設 措置費：指定 管理業務に係 る業務検査 （随時検査の 未実施）	本市の指定管理者制度に関する運用ガイドラインは、定例検査と随時検査を定め、原則、いずれも1年に1回以上の頻度で行うと定めるが、指定管理者が運営している養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームに対し、随時検査を行っていない。適切に実施すべきである。	指摘	142
第3・2(2) ネ	軽費老人ホーム 管理費：指定 管理者（軽	本市の軽費老人ホーム（札幌市菊寿園、札幌市琴寿園、札幌市拓寿園）の指定管理者は、非公募によるが、疑問である。指定管理者制度の趣	指摘	144

	費老人ホーム)の募集態様(非公募)の妥当性について	旨である住民サービスの向上と経費削減の観点から、次期の更新時には、公募が原則であることを踏まえ、指定管理者の選定を行うべきである。		
第3・2(2)ネ	軽費老人ホーム管理費：指定管理費の算出について①	札幌市菊寿園(軽費老人ホームA型)の指定管理費は、国の取扱指針に基づくが、実利用者人数の変動により指定管理費が増減し、経営面の不安定さ等も懸念されることから、同園の指定管理費の算出方法の見直しを検討すべきである。	指摘	145
第3・2(2)ネ	軽費老人ホーム管理費：指定管理費の算出について②	札幌市琴寿園、札幌市拓寿園(軽費老人ホームB型)の指定管理費は、施設の運営管理に要する費用の実績を積み上げる方式により算出しているが、過去の実績額が低額ないし適切な範囲内の金額であるか検討した上で、算出すべきである。	指摘	146
第3・2(2)ネ	軽費老人ホーム管理費：指定管理費の支払遅延	指定管理者による指定管理費の請求が遅延したとは認められないにも関わらず、本市による支払が遅延している事例があった(札幌市琴寿園)。本市は、協定書に従い支払を行うべきであるし、協定書等では請求期限を明示していないことから、請求遅れの防止及びその判断のためにも、請求期限は文書等で明示しておくべきである。	指摘	146
第3・2(2)ネ	軽費老人ホーム管理費：琴寿園の管理運営状況に対する本市の対応(第三者との業務委託契約について)	札幌市琴寿園では、委託料50万円未満の業務委託契約の締結につき、市の承認を得ていなかったが、本市の業務検査での指摘がなかった。本市は、協定書等に従った管理運営ができるよう適切に指導を行うべきである。	指摘	147
第3・2(2)ネ	軽費老人ホーム管理費：琴寿園の管理運営状況に対する本市の対応(備品管理)	備付けの備品の購入及び廃棄は本市において行い、指定管理者が調達した備品の廃棄は、事前に市と協議しなければならないが、札幌市琴寿園においては、かかる運用にはなっていない。しかし、本市の業務検査での指摘はなかった。本市は、協定書に従った運用がなされるよう適切な指導を行うべきである。	指摘	147

第3・2(2)ハ	保養センター 駒岡運営管理 費：指定管理 者の選定	指定管理者の募集態様は公募であり、書類審査、面接審査を行い、総合点数方式によって指定管理者候補を選定する。総合点数方式における配点割合は、重点的に目指す目標がある場合、その目標達成に関連する項目の配点を高くするなどの工夫が求められるが、かかる工夫がなされておらず、重点課題達成のために、配点割合の見直しを行うべきである。	指摘	149
第3・2(2)ハ	保養センター 駒岡運営管理 費：見舞金の 支出①	本市による大規模工事により交換した排気ダクトの腐食により指定管理者に被害が発生した際、公の営造物設置上の瑕疵に該当しないものとして、損害賠償金ではなく見舞金として損失を補てんしたことについて、その検討経緯の記録がないため、本市が損害賠償責任についてどのような検討をしていたか検証することができない。今後は、本市の損害賠償責任の有無についての検討状況を記録化することが望ましい。	意見	150
第3・2(2)ハ	保養センター 駒岡運営管理 費：見舞金の 支出②	本市が市社協に対し前記の損害を補てんした根拠は、協定書のリスク分配表に基づき、協議のうえ決定したものであるから、「見舞金」名目ではなく、協定書に基づく支出であることを明らかにしたうえで、支出すべきである。	指摘	150
第3・2(2)ヒ	老人福祉セン ター運営管理 費	老人福祉センター10 施設及びデイサービスセンター1 施設のうち、デイサービスセンターの機能を有する7 施設（中央・東・厚別・豊平・南・西の各老人福祉センター、札幌市屯田西老人デイサービスセンター）について、指定管理者（現状は市社協）を非公募で決定しているが、次期（2023 年度からの5 年間）からは、公募とする方向で検討すべきである。	指摘	153
第3・2(2)ヒ	老人福祉セン ター運営管理 費	老人福祉センターの指定管理者選定の採点基準につき、費用面への得点配分が15 パーセントというのは、費用面を軽視し過ぎであり、少なくとも20～30 パーセント程度の配分をすることが望ましい。	意見	154
第3・2(2)ヒ	老人福祉セン ター運営管理 費	東老人福祉センター内で発生した事故の不報告事象について、同施設の指定管理者（非公募、市社協）においては、本市から指定を受けている他施設での指定管理業務においても事故の不報告事象を繰り返していること等に鑑	意見	155

		み、事実上不問に付したことは適切であったとは言い難く、本市は、指定管理者の業務遂行状況についてマイナス評価をし、業務の引き締めを促すべきであった。		
第3・2(2)ヒ	老人福祉センター運営管理費	厚別老人福祉センター浴室タイル修繕業務の工事契約（代金 421 万円）を特定随意契約にて契約しているが、特定随契とする要件充足の理由明記、資料添付の程度及び予定価格積算に際しての資料添付の点について、後日の検証に耐えうる事務を実施する必要がある。	意見	155
第3・2(2)ヒ	老人福祉センター運営管理費：指定管理業務（老人福祉センター、屯田西老人デイサービスセンター、保養センター駒岡）に係る業務検査について	本市は、業務検査にて指摘した事項につき、当該施設以外に同一法人（市社協）が指定管理者となっている他の施設にも情報共有と問題改善を図るよう指示しているが、効果を発揮していない。業務検査については、定例検査の後、随時検査を行うことから、随時検査の際に、他の施設においても同様の指摘事項を検査し、早期に問題を抽出し、市社協が改善する契機を与えるようにすることが望ましい。	意見	158
第3・2(2)ヒ	老人福祉センター運営管理費：指定管理業務（老人福祉センター、屯田西老人デイサービスセンター、保養センター駒岡）に係る業務検査について	業務検査において、指摘を受けた事項があるにも関わらず、指定管理者の評価の際に、すべての要求水準を達成していると評価している事例があった。業務検査の結果が指定管理者の評価に影響を及ぼさないのであれば、指定管理者に是正改善の意欲と緊張感を与えることに欠け、効果的な業務検査とならない。そのため、業務検査と指定管理者評価シートに記載する評価結果も連動させ、業務検査を効果的に行うべきである。	指摘	159
第3・2(2)へ	老人福祉施設運営費等補助金	本事業のうち代替職員雇用費補助金については、平成 23 年度以降、交付実績がないが、ニーズはあると考えられる。本市は、本補助金制度の趣旨・概要について、事業者等に対し改めて周知を図るべきである。	意見	160

3 指導監査についての監査結果				
第3・3(1) ウ	実地監査の対象社会福祉法人等の選定	前年度の実地監査の結果、監査成績が不良と判断された社会福祉法人等は翌年度も実地監査を受ける。しかし、実地監査の日程の都合上、前年度の監査成績が不良であったが、実地監査の対象外とされた社会福祉法人等があった。当該年度の実地監査の対象となるべき社会福祉法人等をすべて実地監査ができるような体制を整えるべきである。体制整備に時間を要する場合には、前年度の監査成績が不良であっても、実地監査を行わないと判断した経緯を記録化しておくべきである。	指摘	170
第3・3(1) エ	指導監査の方法	社会福祉法人等による事前準備の効率化を図るべく、「社会福祉法人運営調書」等について、より使い勝手のいい書式への改定を検討することが望ましい。	意見	171
第3・3(1) オ	指導監査の結果	2年度連続で、同様の内容の指摘を受けているにもかかわらず、文書指導から口頭指導に変更になっている事例があったが、口頭指導にとどまった理由を書類上確認できない。指導監査の復命書には、前回の実地監査と同様の指導がある場合、改善の程度、口頭指導とした経緯等を記載すべきである。	指摘	172
第3・3(1) オ	指導監査の結果	複数年度連続して、同じ事項の指導を受けた場合には、指導事項改善報告書の報告内容の要求水準を上げるなど、指導結果が効果的に働くよう工夫をすることが望ましい。	意見	173
第3・3(1) オ	指導監査の結果	2年度連続で同じ内容の口頭指導を受けている事例があった。次回監査指導時にも同様の状況であれば、文書指導もありうるため、改善を強く求める旨を監査講評等で説明するなどの工夫を図ることが望ましい。	意見	174
第3・3(1) オ	指導監査の結果	同じ内容の指導であるにも関わらず、社会福祉法人等によって指導区分の適用が統一されていない事例があった。指導区分にばらつきが生じないように、指導区分適用の統一化を徹底すべきである。	指摘	174
第3・3(1) オ	指導監査の結果	次回指導監査時の準備の効率化のため、指導監査の復命書の指導メモ欄を活用し、前回指導監査時の指摘事項とその改善状況についての記載をすることが望ましい。	意見	175

第3・3(1) カ	監査指導後の 対応	指導事項改善報告書の内容が充実したものになるよう指導等の工夫を行うことが望ましく、また、社会福祉法人等の負担軽減のため、本市への書類の二重提出は不要である旨の周知を図るなどの工夫を図ることも検討されたい。	意見	176
第3・3(2) オ	実地指導及び 集団指導の結果	本市は、指導事項が確実に是正改善されるよう適切に指導する必要がある。前回の口頭指導事項の改善が見られない場合は、文書指導の手前の状況であることなどの指導方法の工夫や、3回以上の同じ口頭指導が続く場合には文書指導とするなどし、効果的な指導を行うよう努めることが望ましい。	意見	181
第3・3(2) オ	実地指導及び 集団指導の結果	次回実地指導の際の引継ぎ及び見落とし防止の趣旨からも、前回の実地指導と重複した指導である場合は、指導監査の復命書にその旨を明記することが望ましい。	意見	182
第3・3(2) オ	実地指導及び 集団指導の結果	指導監査の復命書に前回の実地指導の指導事項の改善状況の記載がなければ、当該事項の改善状況を確認したか否か、また改善がなされていたのか否かが判断することができない。指導結果が、適切に施設運営に反映されていることを明らかにするために、前回実地指導の指導事項の改善状況を明示することが望ましい。	意見	182
第3・3(2) オ	実地指導及び 集団指導の結果	前回の口頭指導の事項につき、一定程度の改善が見られるなどの事情により、口頭指導が相当である場合には、その旨も指導監査の復命書に記載し、改善状況が明らかになるような記録が望ましい。	意見	182
第3・3(2) カ	実地指導後の 対応	指導事項改善報告書の内容が充実したものになるよう指導等の工夫を行うことが望ましく、また、施設の負担軽減のため、本市への書類の二重提出は不要である旨の周知を図り、担当課が書類提出先の部署に確認した結果を「介護老人保健施設指導監査結果の指導事項改善報告（報告）」の備考欄に記載するなどの工夫を図ることも検討されたい。	意見	184
第3・3(3) ア	介護保険施設 等の事業者	実地指導を行う人員体制、実地指導の状況、実地指導の結果を検討するに、前回の指導事項が改善されていない事業所も存在することや	意見	186

	対する実地指導の体制	社会福祉法人・老人保健施設等への実地指導等よりも少ない頻度であることからすると、実地指導の頻度の見直しを検討することが望ましい。		
第3・3(3)ウ	介護保険施設等の事業者に対する実地指導の結果	2回連続で、重複する事項の指導を受けている可能性がある事例があったが、本市担当者も同種の事項であるか否かを明確に把握できていなかった。前回指導時には、本市への報告を要する事故が発生していなかったのであれば、「怪我を伴う事故(医療機関の受診なし)」など、他の問題は内包していないことを明記することが望ましい。	意見	187
第3・3(3)ウ	介護保険施設等の事業者に対する実地指導の結果	改善勧告を受けた場合、身体拘束を要する理由や経過の記録の不備のように、改善状況報告書添付の書類だけでは改善状況の確認が困難な場合や、2回連続で、同様の事項について、指導を受けた場合には通常の実地指導サイクルによらず、早期に実地指導を行うことも検討することが望ましい。	意見	188
第3・3(3)エ	介護保険施設等の事業者に対する実地指導後の対応	改善状況報告書には、改善状況が明らかになる書類を添付することを求めているが、書類の添付のない事例があった。徴憑の提出が困難な事情がある場合には、改善状況報告書にその理由の記載をさせるべきである。	指摘	189

4 区の事務についての監査結果

第3・4(2)ア	金券・郵券等の金銭同等物の管理に関する不備	市営地下鉄や市営バス等の乗車等に利用可能なIC乗車券(SAPICA)の帯出時及び返納時に必要な所定手続につき、不備が認められた(東区、厚別区)。	指摘	189
第3・4(2)ア	金券・郵券等の金銭同等物の管理に関する不備	レターパックの利用時には、使用簿に用途を記載する必要があるところ、不備が認められた(豊平区)。	指摘	189
第3・4(2)イ	備品管理に関する不備	各区においては、備品自体の実在性は確認され、またPC上の管理もなされているものの、備品出納簿に記録されていない備品が認められた(東区、厚別区、豊平区)。	指摘	190
第3・4(2)ウ	公用車使用に関する不備	自動車使用許可申請書兼運転日報において、公用車の使用許可について、課長・係長・係の決裁印や確認印がないものが多数認められ	指摘	190

		た。訪問先、訪問時間の記載がないものも多数認められた（豊平区）。		
第3・4(3)ア	ひとり暮らしの高齢者等巡回相談事業の執行について	民生委員が実施する巡回相談は、要綱に従って活動連絡票に基づき報告がなされるべきところ、その報告が適切に行われていない事例が認められた（豊平区）。	指摘	190
第3・4(3)イ	老人クラブ活動費補助金の執行について	各老人クラブから提出された実績報告書の内容を精査したところ、補助対象とならない経費を補助対象としている事例が相当数認められた（東区、厚別区、豊平区）。	指摘	191
第3・4(3)イ	老人クラブ活動費補助金の執行について	各老人クラブからの実績報告書上の用途の記載が明確さに欠けている（東区、厚別区）。	指摘	192
第3・4(3)イ	老人クラブ活動費補助金の執行について	交付済の補助金額が105,600円であり、当該老人クラブが実績報告と共に申告した補助金対象経費が105,193円であったのに、105,600円で補助金額を確定した事象があった。要綱に抵触する取扱いである（厚別区）。	指摘	193
第3・4(4)ア	稟議書の不備	介護老人福祉施設実地指導結果報告書及び介護老人保健施設実地指導結果報告書の監査指導室への提出についてのそれぞれの決裁文書（伺書）に決裁日欄がなく、決裁日の記載がない。決裁日の記載を要する文書であり、決裁日欄を設け、記載漏れのないよう努めるべきである（豊平区）。	指摘	193

見出し記号	事業(費)等	摘要	指摘・意見	該当頁
-------	--------	----	-------	-----

第4 本市における介護保険事業に関する財務事務の執行

1 総説

第4・1(5)ア	介護・介護予防サービスの見込量等の推計及びこれに基づく給付費の算定の精度の向上	歳出（給付費関係）においては、保険給付費の殆どを占める介護・介護予防サービス費について24億ないし58億円の予実差を生じている。サービスの見込量等の推計は不確実な要素を基礎とし、一定の仮定ないし前提を設けることが避けられないが、予算の統制機能を発揮させるためには、多角的な知見等を動員し、可及的に精度の高い推計を行い、予算化を図る必要がある。このことは、次期介護保険事業計画の策定においても妥当するものであって、適切なPDCAサイクルを実施し、過不足のない介護サービス需要を推計したうえ、適切な保険料（第1号保険料）の算出を図ることが要請される。	意見	222
----------	---	---	----	-----

第4・1(5) イ	介護保険給付費等準備基金の繰入れ	介護サービス等に過不足なく応需してゆくため、計画期間中の財源不足という事態は可及的に回避しなければならず、介護保険事業特別会計の将来にわたる安定的運営のため、介護保険給付費等準備基金の取崩しについては一層慎重な検討が期待される。	意見	222
2 介護保険特別会計に属する介護保険事業についての監査結果				
第4・2(1) ウ	介護認定審査会費：要介護等認定の所要期間	本市における申請から二次判定までの平均所要日数が平成25年度以降40日を超える状態が続いていることから、要介護等認定の申請から処分までの日数短縮に向けて努力すべきである。	意見	225
第4・2(1) ウ	介護認定審査会費：処分延期通知の実施状況	介護保険法に基づく処分延期通知の発送について、本庁介護保険課は各区における実施状況を定期的に把握するとともに、法令に従った発送の徹底を指導すべきである。	指摘	226
第4・2(1) ウ	介護認定審査会費：認定調査実施時の公用車使用	本庁（保健福祉局総務部総務課）は、各区における公用車の使用許可、運転命令が厳格に行われるよう、各区に対し、訪問調査指導専用車運転管理実施要領の遵守徹底に努めるべきである。	意見	230
第4・2(1) ウ	介護認定審査会費：公用車使用時のアルコール検査	区職員が認定調査のために公用車を使用する場合におけるアルコール検査の実施基準が統一されていないことから、本庁においては、全件検査を実施すべくアルコール検査取扱通知を改訂した上、公用車運転前のアルコール検査を全件実施することを徹底させるべきである。	意見	231
第4・2(1) ウ	介護認定審査会費：市社協との業務委託（委託料の積算方法）	本市は、市社協との認定調査業務に関する業務委託契約に係る予定価格について、過去の実績を踏まえ、人件費及び事務費を積算しているが、人件費は、平成27年以降、実績件数が推計件数を下回っている。本市は、適正な契約金額を積算するため、推計の精度向上に向けて努力すべきである。	意見	232
第4・2(1) ウ	介護認定審査会費：介護支援専門員の専門員証の管理	本市は、介護認定審査業務に従事する市社協の介護支援専門員の専門員証有効期間を適正に管理すべきである。	指摘	232

第4・2(1) ウ	介護認定審査 会費：主治 医意見書の徴 求	提出期限を超えて意見書を提出する主治医が一定数存在している。申請から処分までの日数を短縮するためにも、本庁介護保険課は、各区に対し提出期限を過ぎても意見書を提出しない主治医に対する督促時期を早めるよう指導助言すべきである。	意見	233
第4・2(2) ア	第1号保険料 の賦課・徴収 等：介護保 険システム	平成27年に介護保険システムを更新した後、システムに不具合があったことにより、一部の被保険者について課税地への所得照会が行われなかったため、保険料が過少に算定されていたことが平成29年4月に判明した。問題発生の原因となったシステム改修から約2年間、保険料の算定誤り及び保険料の過誤徴収が判明しなかったことは、保険料の適正かつ公平な徴収という見地からは問題である。システムの定期的なテスト実施はもとより、検証方法を十分に吟味して同様の問題が生じないように努力をされたい。	意見	242
第4・2(2) ア	第1号保険料 の賦課・徴収 等：介護保 険料のコンビ ニエンススト ア納付	介護保険料のコンビニエンスストア納付について、需要調査等を行い、費用対効果を分析した上で、導入について検討を行うことが望ましい。	意見	243
第4・2(2) ア	第1号保険料 の賦課・徴収 等：WEB口座 振替サービス	保険料の口座振替利用者を増やすためにも、WEB口座振替サービスの需要調査等を行い、費用対効果を分析した上で、導入について検討を行うことが望ましい。	意見	244
第4・2(2) ア	第1号保険料 の賦課・徴収 等：保険料 の過誤納金の 処理	保険料の還付が必要となった場合に還付対象者が区保険年金課に提出した還付方法申出書について、還付対象者以外の口座を還付先に指定するものの中に、委任者と受任者の筆跡や印影が同一であって還付先の指定が還付対象者本人の意思に基づくものか否か疑問を差し挟む余地があるものが複数認められた。マニュアルには、適宜の方法により還付対象者の意思を確認することが必要となる旨を記載することが望ましい。	意見	245

第4・2(2)ア	第1号保険料の賦課・徴収等：保険料の過誤納金の処理	被保険者が死亡したことにより還付金が発生した場合、僭称相続人による手続をさせないためにも、代表者として指定された相続人（指定代表者）が相続人であるか確認を徹底することが必要であり、本庁介護保険課は、区保険年金課に対し、マニュアル収納管理編に基づき、指定代表者が相続人であるかについて住民記録システム等で確認するよう周知徹底を図るべきである。	指摘	245
第4・2(2)ア	第1号保険料の賦課・徴収等：保険料の過誤納金の処理	指定代表者が還付金を受領することについて全相続人の同意を得ているか確認するため、相続人代表者指定届の様式について、全相続人が同意のもと相続人代表者に指定されたことが分かるような様式に改めることが望ましい。	意見	246
第4・2(2)ア	第1号保険料の賦課・徴収等：保険サービス員の待遇	滞納保険料の徴収を積極的に行うインセンティブを保険サービス員に与えるためにも、保険サービス員が会計年度任用職員に位置づけられない場合には、介護保険料収納率についても成績報酬算定の基礎にすることが望ましい。	意見	247
第4・2(2)ア	第1号保険料の賦課・徴収等：滞納整理	実施基準がない電話催告を積極的に活用し、滞納者に対し早期の納付を促すことが望ましい。	意見	249
第4・2(2)ア	第1号保険料の賦課・徴収等：滞納整理（滞納処分（狭義））	本庁介護保険課は、滞納繰越分の収納率を向上させるため、資産があることが判明した滞納者について、より積極的に適切かつ効果的に滞納処分（狭義）を行うよう区に指導を行うことが望まれる。	意見	249
第4・2(2)ア	第1号保険料の賦課・徴収等：滞納整理（納付約束に基づく分割納付）	合規性や公平性の見地から、納付約束に基づく分割納付に関する一般的なルールを条例や要綱に定め、法的根拠のある運用を行うべきである。また、その際、分割納付を希望する者の所得や資産に関する疎明を求めることも検討するべきである。	指摘	250
第4・2(2)ア	第1号保険料の賦課・徴収等：保険料の減免・徴収猶予	保険料の減免決定後に減免前保険料が減少したことにより減免額が変更となった場合、現在は、減免後保険料に変更がないという理由により職権で減免額を変更しているが、かかる運用を続けるのであれば、要綱等により職	指摘	252

		権変更について具体的な要件や手続を整備する必要がある。		
第4・2(2)ア	第1号保険料の賦課・徴収等：保険料の減免・徴収猶予	減免決定後に減免額を変更した場合には、減免申請を行った被保険者に対する通知が必要であることから、通知を行っていない現在の運用は改められるべきである。	指摘	253
第4・2(2)ア	第1号保険料の賦課・徴収等：保険料の減免・徴収猶予	比較的短期間のうちに保険料を納付できる者に対しては、徴収猶予制度の利用を勧めるべきであり、減免制度と同様、徴収猶予制度の周知も図るべきである。	指摘	253
第4・2(4)エ	高齢者配食サービス事業（総合事業）	受託業者による再委託について、後記「第4・2(4)テ」の「高齢者配食サービス事業」（イ）「受託業者による再委託について」と同じ。	指摘	262
第4・2(4)エ	高齢者配食サービス事業（総合事業）	受託業者による損害賠償責任保険の加入を示す証憑の不備について、後記「第4・2(4)テ」の「高齢者配食サービス事業」（ウ）「損害賠償責任保険の加入を示す証憑の不備」と同じ。	指摘	262
第4・2(4)エ	高齢者配食サービス事業（総合事業）	配食訪問時における安否確認の一層の有効化・実効化について、後記「第4・2(4)テ」の「高齢者配食サービス事業」（エ）「配食訪問時における安否確認の一層の有効化・実効化」と同じ。	意見	263
第4・2(4)キ	介護予防センター等運営事業	介護予防教室の目安実施回数は契約の内容となっているが、一部の介護予防センターにおいて、介護予防教室の実施回数が目安回数に達していなかった。契約に基づく業務の履行を監督する必要がある。	指摘	266
第4・2(4)キ	介護予防センター等運営事業	介護予防教室の実施について、介護予防センターによっては、目安回数の3倍以上の実績となっているところ、利用者の公平性の観点から、実施回数が標準化されるよう管理を行うことが望ましい。	意見	267
第4・2(4)キ	介護予防センター等運営事業	介護予防教室の内容についても、利用者の公平性の観点から、契約に従った内容を取り入れるよう管理が必要である。	意見	267
第4・2(4)ク	地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防センター職員技術向上支援の実施目安回数は契約内容となっているところ、一部の介護予防センターにおいて目安実施回数に達していない事象が認められた。	指摘	268

第4・2(4) コ	介護サポート ポイント事業	長年に亘って特定随意契約により事業実施を同一事業者へ委託していること等に鑑み、受託者から、委託事業の支出実績報告を求めるべきであり、委託契約書上も支出実績報告を求める条項を加えるべきである。特に、本事業に関する受託者の支出予算が本来要する支出より過大になっていたことや、受託者において大幅な黒字となっていることからすると、支出実績報告を求める必要性は大きい。	指摘	270
第4・2(4) コ	介護サポート ポイント事業	委託契約における予定価格の積算上、人件費について、フルタイム勤務の事務職員1名を通年で1人工としているが、真に必要なより慎重に検証する必要がある。本市は、受託者に対し、より詳細に聴取等を行い、どのような具体的業務が生じ、それに対して、担当職員の具体的な業務内容につき、どのような具体的作業を行ったかある程度概括的に報告させる必要がある。また、当該報告は、後に検証可能な書面として徴取する必要がある。	指摘	271
第4・2(4) コ	介護サポート ポイント事業	委託契約における予定価格の積算上、人件費について加給金として3.7月分給与相当額を計上しているが、加給金は賞与の性質を有する。受託者の事業実績に応じて支給される加給金を、本事業の委託契約額に計上することは不適切である。	指摘	271
第4・2(4) コ	介護サポート ポイント事業	委託契約における予定価格の積算上、時間外手当として、毎月20時間分を計上しているが、受託者からの聴取のみによって時間外労働に係る人件費を積算するのは適当ではない。過年度の時間外労働実績や時間外労働を要した具体的事情、作業内容等を書面として徴取し、それらの内容を精査の上、予定価格へ反映させる積算方法をとることが必要である。	指摘	272
第4・2(4) コ	介護サポート ポイント事業	受託者が本事業に係る業務を第三者に再委託する場合、事前に本市に書面報告し、承認を得る必要があるが、受託者はこの手続を履践していなかった。この点につき、本市担当課は、報告を受けた記録はないが、仮に報告がなくとも再委託を行っている認識であったと説明している。そうであれば、本市担当課におい	指摘	272

		て、一層受託者に対して、契約に従った報告・承認手続を促す必要があった。		
第4・2(4)コ	介護サポートポイント事業	本事業の活動指標として、介護サポーター登録者数が設定されているものの、成果指標自体は設定されていない。本事業の意義に照らし、登録サポーターが実際に行ったボランティア活動に関する成果指標を設定することが有用であり、その成果指標に基づき達成状況や課題を検証すべきである。	意見	272
第4・2(4)ス	在宅医療・介護連携推進事業	シンポジウム実施後に行われるべきアンケートが実施されていなかった。アンケートの実施は委託業務に含まれているところ、アンケートの実施と結果報告は、漏れなく確認をしなければならない。	指摘	274
第4・2(4)ス	在宅医療・介護連携推進事業	シンポジウム実施後のアンケートについて、低調な回収率を上げるための工夫を検討されたい。	意見	274
第4・2(4)セ	地域ケア会議推進事業	予決算額の乖離が認められるところ、過去の実績等を踏まえた予算編成・執行を検討する必要がある。	意見	276
第4・2(4)チ	2025年の高齢者介護推進事業	高齢者虐待防止に関する事業（虐待相談窓口の設置事業）についての委託契約に係る予定価格（人件費）の積算の際、必要人工を確認する方法として、受託者からの聴取内容を书面化した上、これを保存しておくべきである。また受託者から実績と従事業務詳細についても書面報告を受けておくことが望ましい。	意見	278
第4・2(4)チ	2025年の高齢者介護推進事業	高齢者虐待防止に関する事業（専門職チーム派遣事業）において、派遣される専門職である社会福祉士への謝金の支払につき、誤って源泉徴収していた事象があり、平成29年度中に発覚した。当該事象は、本事業の開始年度である平成24年度から継続していたものであり、早急な是正措置を講ずる必要がある。	指摘	278
第4・2(4)ツ	高齢者等おむつサービス事業	高齢者人口の急増、特に要介護者の増加に伴い、本事業の対象者が増加することは明らかである。本事業に係る制度が現状のまま推移する限り、事業費は増加の一途を辿る。将来の事業費予測と所得制限の導入の検討を進めるべきである。	意見	279

第4・2(4)テ	高齢者配食サービス事業 (任意事業)	本事業は、一食当たり配送費用等相当分(平成29年度は410円)を本市が受託業者に支払うものであり、利用者についての所得制限はないが、急増する高齢者数や関係費用に係る市財政負担を考慮し、所得制限の導入について検討を進めるべきである。	意見	279
第4・2(4)テ	高齢者配食サービス事業 (任意事業)	受託業者がフランチャイズ事業を展開する事業者であり、実際の配食業務をフランチャイジーが行う場合、少なくとも、本市に対し、受託フランチャイザーと同様同等の義務をフランチャイジーもまた負うことを明確に示す誓約書、承諾書等の書類を整備した上、徴取すべきである。	指摘	280
第4・2(4)テ	高齢者配食サービス事業 (任意事業)	本事業に係る業務委託契約書の仕様書上、受託者は、その事業に関して損害賠償責任保険等に加入することが要求されており、各受託事業者から保険関係書類の提出を受けて、本市担当課にて保険等加入状況を確認しているが、提出書類上、付保内容が確認できない等の不備事象が認められた。	指摘	280
第4・2(4)テ	高齢者配食サービス事業 (任意事業)	配食訪問時に利用者の健康状態に異状等があった場合、配送業者からの連絡は、必要に応じて、利用者が事前に申告している緊急連絡先や、区、担当ケアマネジャー、関係機関(消防署、警察署等)等に対して行われ、必要な情報共有がなされる体制になっているが、利用者が本事業の利用を申し込む際に提出する申請書に、異状等発見時の情報共有についての承諾の記載が欠けているので、これを整備することが望ましい。	意見	281
第4・2(4)テ	高齢者配食サービス事業 (任意事業)	本事業以外にも高齢者に対する見守り関連事業があるところ(「ひとり暮らしの高齢者等巡回相談事業」、「高齢者あんしんコール事業」)、これら事業における対象者の異状に関する情報もまた、関係各所で共有されることが望ましい。そのため、これらの事業における制度・規程等も整備し、対象者に異状があった旨の情報を関係各所において共有する体制を築くべきである。	意見	281

第4・2(4)ト	成年後見制度 利用支援事業	他政令市と比較すると、本市の市長申立件数・申立費用・報酬助成の実績は、いずれも極めて低調である。認知症等の高齢者にとって、後見人による権利擁護は本人の福祉にとって欠かせない。経済状況によってこれを享受できない事態とならないよう本市において本事業の充実・拡大化、本事業執行の効率化を実現しなければならない。	指摘	282
第4・2(4)ト	成年後見制度 利用支援事業	本事業についての委託契約に係る予定価格（人件費）の積算の際、必要人工を確認する方法として、受託者からの聴取内容は書面化した上、保存しておくべきである。受託者から実績と従業務詳細についても書面報告を受けておくことが望ましい。	意見	284
第4・2(4)ト	成年後見制度 利用支援事業	受託者への委託額は、本事業に係る人件費その他事務経費のほか、後見人報酬額の総合計に消費税相当額8パーセントを上乗せしているが、後見人報酬額は、家庭裁判所が決定した報酬額（税込金額）をそのまま当該後見人に支払うのみで、別途消費税相当額が発生することはない。したがって、後見人報酬額について、消費税相当額を加算する法令上の根拠はない。受託者から返還を受ける必要がある。	指摘	284
第4・2(4)ニ	介護給付適正 化事業～ケア プランの点検	ケアプランの点検と実地指導を重複して受けることによる事業者の負担と、重複しても行うことにより期待される効果を勘案して対象業者を選定することが望ましい。	意見	286
第4・2(4)ニ	介護給付適正 化事業	介護給付費通知書を封入するための窓あき封筒の購入について不要な支出がなされることを防止するため、追加発注が発生しないよう努められたい。	意見	288
第4・2(4)ニ	介護給付適正 化事業	本市は、研修の運營業務を一般社団法人介護支援専門員連絡協議会に委託しているが、業務委託契約の仕様書上連絡協議会の義務であるアンケート分析結果の提出を受けていない。今後も連絡協議会に委託をするのであれば、仕様書に基づき、事業評価の参考になり得る有意義なアンケート分析結果を提出させるべきである。	指摘	289

3 区の事務についての監査結果				
第4・3(2) ア	介護予防趣旨 普及事業	一部事業について方針決裁を経ないまま事業が進行した事象が認められた。事業実施についての方針について決裁を経ずに、事業が進行することがないように再発防止に努めるべきである（豊平区）。	指摘	291
第4・3(2) ア	介護予防趣旨 普及事業	「平成29年度介護予防趣旨普及事業について（平成29年11月28日起案）」「平成29年度介護予防趣旨普及事業について（平成30年2月9日起案）」「実施報告書（あつべつりハメンコ体操教本分）」の伺書の各決裁日欄が空欄であった。決裁日の記載漏れがないよう努めるべきである（厚別区）。	指摘	292
第4・3(2) イ	介護認定審査 会費：主治 医意見書の徴 求	区においても、主治医意見書の提出督促を現在よりも早期に行うなどの工夫を行うことにより、申請から処分までの日数を短縮するよう努めるべきである。	意見	292
第4・3(2) イ	介護認定審査 会費：処分 延期通知の実 施状況	申請から処分までの日数が30日を超える場合、東区、豊平区をはじめ、処分延期通知書を全件送付する運用を行っていない区は、全件について処分延期通知書を申請者に送付するべきである。	指摘	292
第4・3(2) イ	介護認定審査 会費：認定 調査実施時の 公用車使用	公用車の目的外使用がないよう、公用車の使用許可、運転命令については厳格に行うべきである（東区）。	指摘	293
第4・3(2) イ	介護認定審査 会費：公用 車使用時のア ルコール検査	公用車運転前のアルコール検査を全件実施することを徹底すべきである（豊平区）。	指摘	293
第4・3(2) イ	介護認定審査 会費：委託 業務の履行検 査	本市外在住者に対する認定調査の業務委託について、認定調査完了後に委託先から提出を受ける実績報告書に認定調査完了日の記載がないもの、検査員の記名や押印がないもの、検査日が未記入のもの、課長決裁印がないもの、立会人欄が空欄のもの等の不備があるものが複数認められた。履行検査は厳格に行う必要がある（東区、厚別区、豊平区）。	指摘	294
第4・3(2) イ	介護認定審査 会費：委託 料の支払	業務委託料の支払は、履行検査完了後に請求書を受領した日から30日以内に行わなければならないところ、厚別区において、平成28年	指摘	294

		7月29日に検査が完了した本市外在住者に対する認定調査委託案件の委託料が、平成29年4月に至って支払われている事象が認められた。		
第4・3(2)イ	介護認定審査会費：主治医意見書の徴求	提出期限を過ぎても意見書を提出しない主治医に対し督促時期を早めるべきである。	意見	294
第4・3(2)イ	介護認定審査会費：決裁書類の不備	豊平区及び厚別区において、介護認定審査会に関する決裁書類に決裁日の記入がないものが散見された。決裁年月日の記入漏れがないようにするべきである。	指摘	295
第4・3(2)イ	介護認定審査会費：審査会委員報酬の誤払い	豊平区において、月に2回出席した委員に対して1回分の報酬を支給し、月に1回しか出席していない委員に2回分の報酬を支払うという審査会委員報酬の誤払いが認められた。	指摘	295
第4・3(2)ウ	介護保険料（第1号保険料）の賦課・徴収等：保険料の過誤納金の処理	保険料の還付対象者以外の名義の銀行口座を還付先に指定された場合、還付の過誤を予防するため、還付対象者本人の意思に基づくものか適宜の方法により確認することが必要である（東区、厚別区、豊平区）。	意見	296
第4・3(2)ウ	介護保険料（第1号保険料）の賦課・徴収等：保険料の過誤納金の処理	厚別区は、被保険者死亡により還付金が発生した場合に、指定代表者が相続人であるか確認していなかった。区保険年金課は、指定代表者が相続人であるかについて確認すべきである。	指摘	297
第4・3(2)ウ	介護保険料（第1号保険料）の賦課・徴収等：滞納整理	東区において、保険サービス員の稼働状況報告書に課長検印がない事象が認められた。区保険年金課長による保険サービス員の稼働状況の検査漏れが生じない体制を早急に整備することが必要である。	指摘	297
第4・3(2)ウ	介護保険料（第1号保険料）の賦課・徴収等：滞納整理	厚別区において、ある保険サービス員が平成29年4月7日に徴収した介護保険料の日計表が簿冊に編綴されておらず、平成28年度の簿冊に誤って編綴されていることが確認できた。札幌市事務取扱規程に抵触するほか、所定の保存期間前に廃棄されてしまう懸念もある。	指摘	297

第4・3(2)ウ	介護保険料 (第1号保険料)の賦課・徴収等：滞納整理	実施基準がない電話催告を積極的に活用し、滞納者に対し早期の納付を促すことが望ましい。	意見	298
第4・3(2)ウ	介護保険料 (第1号保険料)の賦課・徴収等：滞納整理(滞納処分(狭義))	資産があることが判明した滞納者に対しては、より積極的に適切かつ効果的に滞納処分(狭義)を行うべきである。	意見	298
第4・3(2)ウ	介護保険料 (第1号保険料)の賦課・徴収等：滞納整理(保険料の減免・徴収猶予)	減免決定後に減免額を変更した場合には、減免申請を行った被保険者に対する通知が必要であることから、通知を行っていない現在の運用は改められるべきである。	指摘	298
第4・3(2)ウ	介護保険料 (第1号保険料)の賦課・徴収等：滞納整理(保険料の減免・徴収猶予)	マニュアルの記載に過不足がある場合、区は本庁と問題意識を共有しながら内容改定に積極的に関与することが望まれる。	意見	299
第4・3(2)ウ	介護保険料 (第1号保険料)の賦課・徴収等：滞納整理(保険料の減免・徴収猶予)	区保険年金課も徴収猶予制度の周知を図るべきである。	指摘	299
第4・3(2)エ	介護老人福祉施設の入所費用(自己負担分)の徴収	東区における介護老人福祉施設入所中の高齢者につき、過年度分の入所費用自己負担分の延期申請がなされ、同区はこれを承認しているところ、承認前に既発生の遅延損害金について徴収していないという事象が認められた。しかし、既発生 of 遅延損害金は徴収しなければならない、免除することはできないので是正を要する。	指摘	299

第4・3(2) オ	高齢者おむつサービス事業費	紙おむつサービス利用券について利用者の押印はあるものの受領月日の記載がない（厚別区）。	指摘	299
第4・3(2) カ	高齢者配食サービス事業費	本事業の業務委託に関し、平成30年3月分の業務検査が同年4月9日に実施されている事象が認められた。契約に従った時期に業務検査が実施されるべきである（豊平区）。	指摘	300
第4・3(2) カ	高齢者配食サービス事業費	本事業の業務委託に関し、受託者からの請求書に日付が確認できなかった（豊平区）。	指摘	300
第4・3(2) カ	高齢者配食サービス事業費	利用者がサービスを一時停止する場合、サービス実施票に中止の連絡があった日付の記載が必要であるが、多数の事業者において日付が不記載という不備が認められた（東区）。	指摘	300
第4・3(2) カ	高齢者配食サービス事業費	本事業の業務委託に関し、契約に基づく期限までに完了届が提出されない事象が確認された。事業者に対する指導を徹底するべきである（厚別区）。	指摘	301
第4・3(2) キ	介護給付適正化事業	ケアプランと実地指導の点検箇所は重複する部分があるため、対象事業所の選定について調整する工夫が望ましい（厚別区）。	意見	301
第4・3(2) ク	高齢者あんしんコール事業費	本事業の業務委託に関し、受託者からの請求書について、請求日の記載がないものが認められた（豊平区）。	指摘	302
見出し記号	事業(費)等	摘要	指摘・意見	該当頁

第5 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会及び社会福祉法人神愛園（軽費老人ホーム B 型琴寿園）における財務事務の執行

1 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会における財務事務の執行

第5・1(2) ア	総務課（ア） 寄附受理	寄附者が寄附申込書に記名をした場合には、押印も求めるなどして、寄附者が作成したことが後に識別できるような取扱いが望ましい。	意見	311
第5・1(2) ア	総務課（ア） 寄附受理	寄附金品台帳に記載のない寄附物品が存在したことから、寄附金品につき不備のない台帳管理を行うべきである。	指摘	312
第5・1(2) ア	総務課（ア） 寄附受理	経理規程は寄附金額及び寄附の目的を明らかにした上での承認を要求しているが、寄附金額が不明のまま承認の決裁を受けている事例がある。経理規程に従った運用とするか、又は経理規程自体の見直しを検討すべきである。	指摘	312

第5・1(2) ア	総務課 (イ) 内部管理体制	理事会決議をもって定める内部管理体制の基本方針は、法令が求める水準においては、不存在であると評価せざるを得ず、理事会決議をもって基本方針を定め、事業報告にも適切に記載すべきである。	指摘	313
第5・1(2) ア	総務課 (ウ) 固定資産	備品管理は各所属においてリスト管理をしている。総務課企画係においては、備品の管理状況は、購入時のリストへの記載漏れ、処分(廃棄)時においては、廃棄年月日を記載するのみの運用であった。整備している「社協備品チェック表」の項目について、適切に記載し、不備のない備品管理を行うべきである。	指摘	314
第5・1(2) ア	総務課 (エ) 会員管理	会員となるためには所定の入会申込書を提出しなければならないが、申込書の提出がない会員が認められた。会員規程に従った手続きが履践されていない点は問題がある。	指摘	314
第5・1(2) ア	総務課 (エ) 会員管理	賛助会員からの会費収受に関し申込者より領収書の発行を求められているものの、その確認ができない事例が認められた。	指摘	315
第5・1(2) ア	総務課 (エ) 会員管理	賛助会員増についての取組は、自主財源の確保もさることながら、市社協の事業の周知と理解という効果も期待できることから、推進されたい。	意見	315
第5・1(2) イ	経営財務課 (ア)出納関係	経理規程に従い、債務の支払は、小口払い及び随意支払うことが必要な場合を除き、請求書等の請求日から1か月以内に行えるよう、遅延防止策を検討、実施し、早期に支払遅延を解消すべきである。	指摘	316
第5・1(2) イ	経営財務課 (イ)資金運用	平成14年に社会福祉基金他が設置されて以来、基金運用方針の見直しを行っていない。現下の金利情勢を考慮すると、安全運用のみならず、他の社協での寄附金に関する運用方針・方法を調査し、有利運用という観点も加味した運用方針の見直しについて検討することが望ましい。	意見	316
第5・1(2) イ	経営財務課 (ウ)経営計画	中期経営計画は、中期の方向性等を把握するための最適な資料であり、市民・利用者他関係者が意見を寄せる機会を作る意味からも、市社協ホームページその他適宜の方法による公開を検討すべきである。	意見	317

第5・1(2) イ	経営財務課 (エ)監事監査	内部管理体制の整備に関する理事会決議はなく、事業報告書にも内部管理体制に関する記載内容は不存在であるにも関わらず、「監査の結果」として「内部管理体制の整備に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容」についても「指摘すべき事項は認められません」と報告しており、監事監査の報告に瑕疵がある。	指摘	317
第5・1(2) ウ	地域福祉課 冬季支援事業	除雪に関する冬季支援事業は、新規利用申請を受け付けず、既利用世帯に対しサービスを継続しているだけである。一部の既利用世帯にのみサービス提供が継続されることは公平の観点から問題があるところ、本市と協議の上、存廃も含めた整理について検討が必要である。	意見	318
第5・1(2) エ	自立支援課 成年後見制度 利用支援事業	本市から受託した成年後見制度利用支援事業について、本市との委託契約額を見ると、同事業に係る人件費その他事務経費のほか、後見人報酬額の総合計に消費税相当額として8パーセントを上乗せしている。後見人報酬額は、家庭裁判所が決定した報酬額(税込金額)をそのまま当該後見人に支払うのみで、別途消費税相当額が発生することはない。したがって、後見人報酬額について、別途8パーセントの消費税相当額を加算する法令上の根拠はなく、本市に返還を要する。第一次的には、本市の契約手続における過誤であるが、市社協もまた契約当事者として、過誤に気付くべきであった。	指摘	319
第5・1(2) オ	ボランティア 振興課 介護 サポートポ イント事業	本市から受託した介護サポートポイント事業に要する人件費の積算にあたり、加給金として3.7月分給与相当額を積算しているが、加給金は賞与の性質を有するものである。少なくとも、市社協の事業実績に応じて支給される加給金を、本事業の委託契約額に計上することは不適切である。	指摘	319
第5・1(2) オ	ボランティア 振興課 介護 サポートポ イント事業	本市から受託した介護サポートポイント事業に要する支出予算の積算に際し、合理的理由なく、本来要する単価より高額での見積りや、本	指摘	321

		来必要な数量より多い数量での見積が行われており、不適切である。		
第5・1(2) オ	ボランティア 振興課 介護 サポートポイ ント事業	本市から受託した介護サポートポイント事業に要する支出予算の積算にあたり、同一実体経費が二重に計上されており、不適切である。	指摘	322
第5・1(2) オ	ボランティア 振興課 介護 サポートポイ ント事業	本市から受託した介護サポートポイント事業に要する支出予算の積算にあたり、当年度には支出予定がなく実体のない経費（システム改修経費 475,000 円）が計上されており、不適切である。	指摘	322
第5・1(2) オ	ボランティア 振興課 介護 サポートポイ ント事業	本市から受託した介護サポートポイント事業の一部業務の再委託につき、本市との契約上要求されている手続（本市への書面報告と本市による書面承認）を懈怠している。	指摘	323
第5・1(2) カ	施設福祉課 (ア)各老人福 祉センター等 の收受現金の 管理	市社協の経理規程上、收受した金銭は、原則、受入後金融機関営業日 5 日以内に金融機関に預け入れなければならないと定められているが、市社協が本市施設の指定管理者として管理運営する各施設（老人福祉センター8 施設、デイサービスセンター1 施設、老人休養ホーム施設 1 施設）について、5 営業日以内に預け入れていないのが常態となっている。	指摘	323
第5・1(2) カ	施設福祉課 (イ)札幌市中 央老人福祉セ ンター	第三者へ業務委託（清掃業務）する場合、経理規程に基づき、かつ、価格競争を行わせるためにも、自治令 167 条の 2 第 1 項 3 号に定める事業者限定するなどして、3 者以上の業者からの見積合せを実施した上で、契約を締結すべきである。	指摘	324
第5・1(2) カ	施設福祉課 (イ)札幌市中 央老人福祉セ ンター	第三者へ業務委託（指定介護サービス、通所型サービス）する場合、本市の承認を得た上で、第三者との契約を締結すべきである。	指摘	325
第5・1(2) カ	施設福祉課 (イ)札幌市中 央老人福祉セ ンター	現金と現金出納簿の照合を行ったところ、現金を金庫以外に本福祉センターの券売機内にも保管しているため、金庫内の現金と現金出納簿上の数字に差が生じる。第三者による実査に際しても容易に照合が出来るよう、現金出納簿上に差額の理由を記載する等してその完全性を確保すべきである。	指摘	325

第5・1(2) カ	施設福祉課 (イ)札幌市中央老人福祉センター	センター内での事故は、その内容によっては、本市が第三者に対して被害を賠償しなければならない可能性を排除できないため、本市が事故を把握することは重要であるが、事故の報告懈怠があることから、事故報告を徹底すべきである。	指摘	325
第5・1(2) カ	施設福祉課 (イ)札幌市中央老人福祉センター	業務日誌の中で、係印や副館長印が漏れている日報があった。指定管理者内での内容の相互確認を行い、検印漏れが生じないようにすることが望ましい。	意見	325
第5・1(2) カ	施設福祉課 (イ)札幌市中央老人福祉センター	備品出納簿・使用簿について適切な整備や記帳を行っていないため、備品の受払や使用状況を把握できない。また、劣化した備品整理票も見受けられ、備品出納簿・使用簿との突合が困難となることから、劣化した備品整理票は、適宜更新すべきである。	指摘	326
第5・1(2) カ	施設福祉課 (イ)札幌市中央老人福祉センター	備品廃棄処分及び移管受払伺書において、本市との協議状況が確認できず、廃用・廃棄の現状は、仕様書どおりとなっていない。本市との情報共有又は協議が不十分である。	指摘	326
第5・1(2) カ	施設福祉課 (イ)札幌市中央老人福祉センター	デイサービス運転日報の記載に不備が散見された。不要な運転等がないよう日報において自動車の使用状況を適切に管理し、かつ車両管理者によるチェックが確認できるよう検印等を徹底すべきである。	指摘	326
第5・1(2) カ	施設福祉課 (ウ)札幌市長生園	第三者へ業務委託(清掃業務)する場合、経理規程に基づき、かつ、価格競争を行わせるためにも、自治令167条の2第1項3号に定める事業者限定するなどして、3者以上の業者からの見積合せを実施した上で、契約を締結すべきである。	指摘	327
第5・1(2) カ	施設福祉課 (ウ)札幌市長生園	第三者に対する業務委託契約の一部につき(クリーニング加工、指定介護サービス、指定介護予防サービス)、本市からの承認前に契約を締結している。本市からの承認が得られなかった場合に、契約を解消できる条項がない。契約日空欄の契約書もあった。	指摘	327
第5・1(2) カ	施設福祉課 (ウ)札幌市長生園	利用者からの預り金管理につき、当該利用者が退園した際、預り金を返金したが、当該月については、現金出納簿に施設長の確認印がなかった。	指摘	328

第5・1(2) カ	施設福祉課 (ウ)札幌市長 生園	利用者から金融機関での入出金手続きの代行を依頼された場合、「入出金代行個人記録票」によって管理している。平成29年度は、監査手続の範囲において不備は認められなかったが、平成30年度は、園長印漏れや持帰り額欄の記載漏れなどの不備があった。年度変わりによって適切な管理ができなくなるという事態にならないよう、「入出金代行個人記録票」への正確な記載を徹底すべきである。	指摘	328
第5・1(2) カ	施設福祉課 (ウ)札幌市長 生園	園内での事故は、その内容によっては、本市が第三者に対して被害を賠償しなければならない可能性を排除できないため、本市が事故を把握することは重要であるが、事故の報告懈怠があることから、事故報告を徹底すべきである。	指摘	329
第5・1(2) カ	施設福祉課 (ウ)札幌市長 生園	利用者アンケートの集計方法が仕様書と異なる。仕様書に集計方法を定めている以上、これに従うべきであり、仮に、現行の集計方法の方が利用者の声を反映する上で、適切であるならば、本市と協議の上、仕様書の変更を検討すべきである。	指摘	329
第5・1(2) カ	施設福祉課 (ウ)札幌市長 生園	「固定資産物品台帳・備品台帳」「札幌市備品出納簿」を備えているが、「現在高」「払出」欄の記載がない事例が散見された。さらに「札幌市備品出納簿」と仕様書の備品一覧表とが整合しない備品があった。	指摘	330
第5・1(2) カ	施設福祉課 (ウ)札幌市長 生園	本市所有の備品を廃用・廃棄する際、本市との協議が必要であるがその協議状況の確認が取れなかった。また仕様書の備品一覧表に掲載されている備品が出納簿上はその実在性が確認できない例もあった。本市との協議状況を第三者からも容易に確認・検証できるような体制を整えるべきである。	指摘	330
第5・1(2) カ	施設福祉課 (ウ)札幌市長 生園	自動車運転記録簿には、係長、施設長印がなく、運転日報の提出の有無が確認できない。社会福祉法人札幌市社会福祉協議会自動車管理要綱に基づく書式である運転日報を使用していないため、不十分な記載を生みかねない。同要綱の定める書式を利用した上、確認印の押印は徹底すべきである。	指摘	330

第5・1(2) カ	施設福祉課 (ウ)札幌市長 生園	警備日誌においては、日付の誤記を修正液をもって訂正していたり、訂正印のない修正が散見された。また、日付の重複も認められた。正確な記録を励行すべきである。	指摘	331
第5・1(2) カ	施設福祉課 (ウ)札幌市長 生園	50万円未満の設備等の修繕を行う場合、事前に本市の承認を得ているというが、その記録がないため、事後的に確認・検証することができない。これら手続を記録化すべきである。	指摘	331
第5・1(2) カ	施設福祉課 (エ)指定管理 業に係る業務 検査	市社協は、複数の施設の指定管理者となっている。業務検査の結果、指摘を受けた施設以外の施設も同様の問題が潜在している可能性があるため、他の施設にも情報共有し改善を図るよう本市から指示を受けているが、結果が伴っていない。効果的な対策をとる必要がある。	意見	332
第5・1(2) カ	施設福祉課 (エ)指定管理 業に係る業務 検査	指定管理者は、指定管理者評価シートに自己評価を記載する。市社協は、業務検査にて規程等の遵守ができていないことを指摘されながら「規程等を遵守するとともに随時帳簿等の照合・実査を行い、適正な経理業務を実施することができた」と自己評価している。業務検査の結果を踏まえた厳格な自己評価を行うことが望ましい。	意見	332
第5・1(2) キ	調査課 (ア) 短期集中予防 型訪問指導事 業	本事業は本市からの委託事業である。実際の訪問指導は市社協から受託した訪問指導員が実施している。再委託に際しては本市の承認を要するが、その確認ができない。承認手続は、事後的に確認・検証できるよう記録化することが望ましい。	意見	333
第5・1(2) キ	調査課 (イ) 札幌市要介護 認定調査事務 事業	介護認定調査業務を行う市内8か所の調査センターの内部監査は、認定調査票の抜き取り調査の方法をもって実施されているが、監査の実効性を高めるため、現在の事前抜き取り方法から監査当日に抜き取る方法に改めることが望ましい。	意見	334
第5・1(2) キ	調査課 (イ) 札幌市要介護 認定調査事務 事業	市社協は、平成29年度中に介護支援専門員証の有効期間が満了し、専門員証の更新がされた介護支援専門員について、直ちに本市に報告しなかった。本市との認定調査業務委託契約3条に抵触する。	指摘	335

2 社会福祉法人神愛園（軽費老人ホームB型琴寿園）における財務事務の執行				
第5・2(2)ア	施設の利用状況	二人部屋が空室であるが、平成30年9月14日現在、入所者予定の目処が立っていなかった。現在も全国老人福祉施設協議会のホームページに空室情報を掲載し、広報活動を行っているが、引き続き、入所率向上のため、広報活動等へ注力することが望ましい。	意見	344
第5・2(2)イ	職員の処遇	タイムカードを修正する場合、施設長の承認が必要であるが、その形跡が確認できなかった。承認の形跡を残すことを徹底し、神愛園が時間外労働として割増賃金の支給対象としている①上長からの命令、②本人からの申告がある場合以外で所定の始業終業時間より前又は後にタイムカードの打刻がある場合には、割増賃金支給の対象となりうることから、適切な労働時間管理の徹底を図ることが望ましい。	意見	344
第5・2(2)ウ	第三者に対する委託業務等の管理	貯水槽の清掃消毒及び飲料水の水質検査業務委託契約、庭の樹木剪定委託契約を締結しているが、本市の承認手続きがとられていなかった。	指摘	345
第5・2(2)ウ	第三者に対する委託業務等の管理	消防用設備等点検契約書、清掃業務委託契約書（いずれも平成27年4月1日から1年間で自動更新）の記名押印が、前理事長名義のままとなっている。理事長が変更された場合には、改めて現在の理事長名義での記名押印をした契約書又は覚書等を交わすべきである。	指摘	345
第5・2(2)ウ	第三者に対する委託業務等の管理	確認した業務委託契約に関する稟議書の限りでは、更新時の契約内容の見直しの状況が不明であり、見直しの結果が分かるよう稟議書の作成や新たな契約手続をとることが望ましいし、単年度契約としながら自動更新となるのであれば、契約先の見直しを行う時期を参考に、長期契約することも検討してよいのではないか。	意見	345
第5・2(2)ウ	第三者に対する委託業務等の管理	土地の寄贈プレートの補修工事について、技術的な見解が異なることを理由に、別仕様によって、4者より見積書を徴収し、結果的に最も高額であった1者と契約を締結した事案について、経理規程に従い、仕様を統一した上で2者以上から見積書を取るべきであった。ま	指摘	346

		た、規程外の契約方法をとった経緯も記録化されていなかった。		
第5・2(2) エ	財務	神愛園は、施設利用料、電気料金、水道料金につき支払事務を代行し、利用者から集金を行っている。経理規程は、収納した金銭を直接支出に充てることは認めていないが、支払事務代行では、直接各支払いを行うこととしており、経理規程に反する。さらに、現行の領収額一覧（表）に領収印もなかった。	指摘	346
第5・2(2) エ	財務	寄附物品は、取得時の時価によって寄附金収入計上し、使用目的に従って支出科目に計上しなければならないところ、寄贈・寄附一覧表には、決算報告書を上回る寄附金収入が計上されていた。規程に従った処理がなされるべきである。	指摘	347
第5・2(2) エ	財務	寄附金取扱規程によれば寄附を受けるときは寄附申込書の提出を受けなければならないが、申込書の提出を受けていない。	指摘	347
第5・2(2) エ	財務	寄附金申込書について、寄附者が自署した場合には押印を省略できるが、法人・団体が寄附者となっている場合にも、押印が省略されている事例が認められた。	指摘	347
第5・2(2) オ	記録・モニタリング・報告・評価	本市に提出する指定管理者評価シート内の利用者の満足度の項目において利用者アンケートの結果を記載するが、結果概要の中に接遇に関する満足度の記載がなかった。	指摘	348
第5・2(2) カ	施設・設備等の維持管理に係る業務	設備等の修繕は、緊急を要する場合を除き、修繕費の金額による区別なく、事前に本市の承認を得る必要があるが、神愛園では50万円以下の修繕費の場合、事前の本市の承認を得ていなかった。	指摘	349
第5・2(2) カ	施設・設備等の維持管理に係る業務	仕様書上、備付けの備品の購入及び廃棄は本市において行い、指定管理者が調達した備品の破棄は、事前に本市と協議することとなっているが、備品については協議実績が認められない。	指摘	349

第5・2(2) キ	防災業務	施設の宿直などの防災業務については、札幌シルバー人材センターに業務委託がなされ、さらに同法人は会員に再委託を行っている。適切な業務管理、事故発生時の対応等を考慮し、相手方の選定も含め、契約の見直しについて、本市と協議されたい。	意見	349
第5・2(2) キ	防災業務	平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震の際、発生時が深夜であり、かつ、停電となったため、宿直職員との電話等による連絡がとれないという事態に至った。今後の防災対策として、深夜帯の停電時に、入所者の状況確認ができる体制の整備が必要である。	意見	350